



平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会社名 北日本紡績株式会社
代表者名 代表取締役社長 仲治 文雄
(コード番号 3409 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 西川 康一
(TEL : 076-277-7530)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月19日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の当社第94回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に、株式併合に係る議案ならびに単元株式数及び発行可能株式総数の変更に係る定款変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を、100株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、「株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	12,911,000株
株式併合により減少する株式数	11,619,900株
株式併合後の発行済株式総数	1,291,100株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合の割合に基づき算出した理論値であります。

④ 株式併合の影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

所有株式	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	39名（3.29%）	67株（0.00%）
10株以上	1,147名（96.71%）	12,910,933株（100.00%）
合計	1,186名（100.00%）	12,911,000株（100.00%）

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式を保有されている株主様39名（所有株式数67株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、平成29年10月1日をもって、株式併合割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	54,631,000株
変更後の発行可能株式総数	5,463,100株

(5) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、「株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に記載のとおり、本定時株主総会において、「株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部分が変更箇所です。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>54,631,000</u> 株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,463,100</u> 株とする。
第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月19日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日(予定)
単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その期限は平成30年10月1日とされています。当社は、この趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 【所有株式数について】

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

【議決権数について】

議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	保有株式数	議決権数	保有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例 2	1,200株	1個	120株	1個	なし
例 3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例 4	7株	なし	なし	なし	0.7株

- ・例2、例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取制度をご利用できます。
- ・例3、例4において発生する端数株式相当分（1株に満たない端数）につきましては、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金は、平成29年12月上旬にお支払いする予定です。

・例4のように効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合は、株式併合により所有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 7. 次のように予定しております。

平成29年6月29日（木）	定時株主総会決議日
平成29年9月26日（火）	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日（水）	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日（日）	単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更の効力発生日
平成29年10月下旬	株式割当通知の発送
平成29年12月下旬	端数株式相当分の処分代金のお支払

Q 8. 株主は何か必要な手続きはありますか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く）

以上